

鶴岡市学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務
公募型プロポーザル優先交渉事業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鶴岡市学校給食センター整備・運営事業アドバイザー業務の実施に当たり、優先交渉事業者の選定のために設置する公募型プロポーザル優先交渉事業者選定委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査した上で、優先交渉事業者を選定するものとする。

- (1) 書類審査、プレゼンテーション審査に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員の任期は、優先交渉事業者の選定までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育部長とする。委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があったときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、随時に関係職員を選定委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鶴岡市学校給食センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年9月30日から施行する。

別表第1

役職名	所属	職名
委員長	教育委員会	教育部長
委員	建設部都市計画課	都市計画課長
委員	建設部建築課	建築課長
委員	教育委員会管理課	管理課長
委員	教育委員会学校給食センター	学校給食センター所長